

船舶事故調査報告書

令和7年4月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯浮標）
発生日時	令和6年4月12日 13時15分ごろ
発生場所	山形県酒田市酒田港（酒田港第4号灯浮標） 酒田港北防波堤灯台から真方位122° 1,860m付近 （概位 北緯38° 55.3′ 東経139° 49.3′）
事故の概要	漁船善昭丸は、北西進中、灯浮標に衝突した。
事故調査の経過	令和6年4月30日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 善昭丸、2.9トン YM3-4531（漁船登録番号）、個人所有 第210-61171号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	本船 船首部外板に亀裂及び擦過傷 灯浮標 灯浮標下部支柱に曲損及び塗膜剝離
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、ひらめ刺し網漁の目的で、酒田港沖にある漁場に向けて酒田港を出航した。 船長は、舵輪の後方に立ち、GPSプロッターを作動させ、操舵及び主機の遠隔操縦装置（以下「操船リモコン」という。）を使用して単独で操船に当たった。 船長は、酒田港第6号灯浮標を左舷側に見て通過した後、第1船だまり物揚場（以下「本件船だまり」という。）から出航する船舶は見えづらいので、本件船だまりに近づかないよう、約2～3ノットの対地速力で北西進した。 船長は、本件船だまりに差し掛かるところで、船尾甲板のクーラーボックスに船首方を見て座っていた乗組員から話し掛けられたので、後ろを振り返って乗組員と話をしていたところ、酒田港第4号灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）に本船が衝突した。 船長は、乗組員と共に船内を点検したが、エンジンからの振動や浸水もなく航行に支障はなかったので、本船をそのまま酒田港に帰港させた。 船長は、本船の帰港後、本事故の発生を所属する漁業協同組合に連絡するとともに海上保安庁に通報した。 （付図1 事故発生経過概略図 参照）

	船長は、ひらめ刺し網漁の船長として約１０年の経験があった。 船長は、乗組員から話し掛けられ、後ろを振り返って話することに気を取られ、船首方を見ていなかった。
分析	本船は、北西進中、船長が、乗組員から話し掛けられ、後ろを振り返って乗組員と話することに気を取られ、船首方の見張りを行っていなかったことから、本件灯浮標に向かって接近していることに気付かず、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。 船長は、酒田港第６号灯浮標を左舷側に見て通過した後、本件船だまりから出航する船舶が見えづらかったので、ふだんから本件船だまりから距離をとり、本件灯浮標に接近して航行していたものと考えられる。 船長は、本件灯浮標付近を航行していた際、乗組員から話し掛けられ、後ろを振り返っていたことから、いつの間にか左舵が取られた状態となったことに気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、北西進中、船長が、後ろを振り返って乗組員と話することに気を取られ、船首方の見張りを行っていなかったため、本件灯浮標に向かって接近していることに気付かず、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 船長は、航行中、乗組員と会話をする際も灯標等の目標から目を離さず、常時、周囲の適切な見張りを行うとともに、船位と灯標等との位置関係を確認して航行すること。

付図1 事故発生経過概略図

